

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第13条第1項に規定する教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。ただし、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員を除く。</p> <p>(1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたものであり、次に掲げる部局等に所属する者</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 大学院人間・環境学研究科<u>共生人間学専攻人間社会論講座及び認知・行動科学講座</u></p> <p>カ 大学院生命科学研究科統合生命科学専攻<u>遺伝機構学講座並びに高次生命科学専攻認知情報学講座、高次生体統御学講座、システム生物学講座及びゲノム生物学講座</u></p> <p>キ } (略)</p> <p>(2) (後 略)</p>	<p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>ア～エ } (同 左)</p> <p>オ 大学院人間・環境学研究科<u>人間・環境学専攻人間・社会・思想講座及び認知・行動・健康科学講座</u></p> <p>カ 大学院生命科学研究科統合生命科学専攻<u>遺伝機構学講座並びに高次生命科学専攻認知情報学講座、高次生体統御学講座、システム生物学講座、ゲノム生物学講座及び附属生命情報解析教育センター</u></p> <p>キ } (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年3月総長裁定) この細則は、令和5年4月1日から施行する。</p>